

組合員宅訪問活動における意見・要望について

【令和3年度下半期（10月～3月）】

JAでは、毎月、JA職員が正組合員の皆様のもとへ直接訪問する活動を行い、JA事業や農業に関する意見・要望を全役職員で共有化し、今後の事業運営に反映しています。

①カレンダーの配付は1世帯に1つで良いのではないかと。

▽カレンダーの配付については、総代会資料や総代会記念品と同様に、正組合員へ1部ずつの配付としておりますが、1部のみの配付で良い場合は、担当職員へお申し出ください。

②応益出資に関する同意書は、複数年有効となるように仕組みを変更できないのか。  
▽応益出資については、鹿児島県より、年度毎に個別に同意をとるよう指導を受けており、複数年対応等はできないことから、ご理解をお願いいたします。

③サトウキビの手刈りの割当において、日程が短すぎて刈り取りできないため、もう少し日程に余裕を持って割当してほしい。

▽余裕を持った割当に努めて参りますが、割当の変更が必要な場合は、営農販売課までご連絡をお願いいたします。

④口永良部事業所が閉鎖になることが残念である。

▽閉鎖に伴いご不便・ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解いただけます。尚、購用品等につきましては、電話での注文・発送の対応をとらせていただきますのでご理解をお願いいたします。

新型コロナウイルスの影響により、組合員の皆様との徹底した話し合いをする機会が少なくなっておりますが、感染拡大防止対策を講じながら、今後も活動を続けて参ります。

## 組合員資格をもう一度ご確認ください

当JAでは組合員資格に変更が生じた場合、定款第3章の定めにより速やかに書面での変更手続きが必要となります。大変お手数ですが、該当される方は最寄りのJA各支所窓口で手続きしていただきますよう、よろしくお願い致します。

### ◎ 正組合員とは？

- ① 10アール以上の土地を耕作する農業を営む個人であって、その住所またはその経営に係る土地または施設がこの組合の地区内にあるもの。
- ② 1のうち90日以上農業に従事する個人であって、その住所またはその従事する農業に係る土地又は施設がこの組合の地区内にあるもの。
- ③ 農業を営む法人であって、その事業所又はその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの。

### ◎ 准組合員とは？

- ① この組合の地区内に住所を有する個人で、この組合の事業を利用することが適当と認められるもの
- ② この組合から第7条1項第2号から第4号まで又は第13号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を1年以上継続して受けているこの組合の地区内に勤務地を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの・・・など。

